

令和7年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫や多頭飼育猫の増加を防止し、生活環境の向上を図るため、個人、団体等が行う飼い主のいない猫及び多頭飼育猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (2) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (3) 避妊手術 不妊手術及び去勢手術をいう。
- (4) 飼い主のいない猫（保護する） 飼い主のいないことが明らかな、市内で保護した猫で、避妊手術後に継続的に給餌、給水等の世話を管理をする猫をいう。
- (5) 飼い主のいない猫（保護しない） 飼い主のいないことが明らかな、市内に生息していた猫で、避妊手術後に保護した場所に戻す猫をいう。
- (6) 多頭飼育猫 不適正な飼育が原因で、市内において複数頭が特定の個人、団体等の管理下に置かれ、市長が多頭飼育されていると認めた猫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する個人、市内に事務所又は住所を有する団体等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、飼い主のいない猫（保護する）、飼い主のいない猫（保護しない）又は多頭飼育猫に対し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに県内の動物病院で避妊手術を受けさせることとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の猫を対象に国、県その他団体から同様の補助を受ける者は、補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、避妊手術に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、不妊手術1件につき1万円、去勢手術1件につき5,000円を上限とする。ただし、算定された額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書兼実績報告書)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定にかかわらず、令和7年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を事業完了後速やかに次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 避妊手術費の領収書（明細がわかるもの）の写し
- (2) 振込先口座通帳（申請者名義のもの）の写し（動物病院に補助金を振り込む場合を除く。）
- (3) 誓約書（様式第2号）

2 市長は、前項の規定により補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合は、規則第14条の規定による補助事業等実績報告書の報告があったもの

とみなす。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、規則第6条の規定により交付の決定をするときは、規則第8条及び第15条の規定にかかわらず、令和7年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定をした場合は、規則第15条に規定する額の確定をしたものとみなす。

(遵守事項)

第9条 飼い主のいない猫（保護しない）に対し、避妊手術を受けさせようとする申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該手術を受けた猫が、避妊手術済であることが識別できるよう片方の耳にV字カットの措置を講ずること。
- (2) 当該手術を受けた猫を生息場所に戻す場合は、トイレ、餌の管理及び周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るように努めること。

(帳簿等の保管)

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

寒河江市長 斎藤 真朗 様

住 所

氏 名

電話番号

(※運転免許証、マイナンバーカード等本人確認身分証の提示)

令和7年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書

令和7年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第7条の規定により、
関係書類を添えて申請します。

1 事業の内容（該当項目に☑を入れてください）

手術の種類		<input type="checkbox"/> 不妊手術（めす） • <input type="checkbox"/> 去勢手術（おす）
猫について	区分	<input type="checkbox"/> 飼い主のいない猫（保護する） <input type="checkbox"/> 飼い主のいない猫（保護しない） <input type="checkbox"/> 多頭飼育猫
	種類	<input type="checkbox"/> 雜種 • <input type="checkbox"/> その他（ ）
	年齢	<input type="checkbox"/> 6か月未満 <input type="checkbox"/> 6か月～1年未満 <input type="checkbox"/> 1年～1年6か月未満 <input type="checkbox"/> 1年6か月～
	毛色	<input type="checkbox"/> 黒 <input type="checkbox"/> 灰 <input type="checkbox"/> 白 <input type="checkbox"/> 茶 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※猫の毛色全てを記入
手術について	病院名	<input type="checkbox"/> こうの動物病院 <input type="checkbox"/> さがえ動物病院 <input type="checkbox"/> 元町動物病院 <input type="checkbox"/> 市外(県内)の動物病院（ ）
	手術日	令和 年 月 日
	費用	円 <u>（手術費用のみとする。消費税を含む。）</u>
<input type="checkbox"/> 上記の猫に関して、国、県その他団体から同様の補助金は受けておりません。		

2 補助金の受給を上記の動物病院に委任します（動物病院の口座への支払を希望します）。 はい いいえ

3 申請者の依頼により避妊手術を実施した猫は上記の内容であることを証明します。

獣医師証明欄	住 所	
	獣医師名	印
	電話番号	
	V字カット	<input type="checkbox"/> 実施しました。 【 飼い主のいない猫（保護しない）の場合は必ず実施】

4 添付資料

- (1) 避妊手術費の領収書（明細がわかるもの）の写し
(2) 振込先口座通帳の写し（本人が受け取る場合）

※職員記入欄

--

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

寒河江市長 斎藤 真朗 様

誓約書

令和7年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金の交付を申請するにあたり、
下記の事項を誓約いたします。

記

- 申請した猫は、寒河江市内に生息する猫で間違이ありません。
- 市から猫の手術後の状況等について報告を求められた場合は、速やかに報告いたします。
- 補助金の申請に偽り、その他不正な行為があった場合は、当該補助金を市に返還いたします。

【申請者自署】

住 所 : _____

氏 名 : _____

電話番号 : _____

様式第3号（第8条関係）

指令 第 号

令和 年 月 日

様

寒河江市長 印

令和7年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付けて提出のあった令和7年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し、額を確定したので通知します。

記

令和7年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金

交付決定及び確定額 円